

研修認定薬剤師制度実施要領の読み替え（変更）について（その2）（令和4年2月14日から同年3月31日まで適用）

	現行規定	読み替え後
3 研修の内容	<p>研修の内容は、Ⅰ倫理、法令、制度、Ⅱ基本的職能、Ⅲ疾病・薬物療法、Ⅳ教育・研究、Ⅴ地域住民の健康増進及びⅥ医薬品開発・薬事行政並びにその他薬剤師業務を遂行するために必要なものとする（これらに係る実習を含む）。（詳細項目及び研修内容の例は実施細則で定める。）</p> <p>（細則）要領「3」の研修内容の詳細は、研修センター作成の「薬剤師生涯研修の指標項目」に準ずる。</p>	<p>研修の内容は、Ⅰ倫理、法令、制度、Ⅱ基本的職能、Ⅲ疾病・薬物療法、Ⅳ教育・研究、Ⅴ地域住民の健康増進及びⅥ医薬品開発・薬事行政並びにその他薬剤師業務を遂行するために必要なものとする。</p> <p>研修の内容の詳細項目及びその例は、表1のとおりとする。【注：表1は現行の「薬剤師生涯研修の指標項目」と同じ内容】</p> <p>研修会等における内容は、上に規定する研修の内容の範囲内とする。 （注：従来の実習研修は集合研修に含む。）</p> <p>ただし、次に掲げるものは認めない。①明らかに、薬学、薬事又は薬剤師に関わらない内容のもの、②物品の宣伝・販売に関するもの、③物品の販売促進方法に関するもの、④ゲーム的要素を取り入れたもの、⑤特別な物品等を購入しなければ、研修内容を実践できないもの、⑥書籍、説明書、概要書などに記載されている事項についての単なる紹介又は解説に過ぎないもの、⑦内容が会議的要素の強いものあるいは情報共有を目的とするもの、⑧団体の概要説明・活動紹介、団体からの連絡事項など情報の伝達に過ぎないもの、⑨語学研修及び⑩その他、研修会等の開催の意義が認められないもの</p>

		<p>学術集会の一部を区分して、集合研修として申請することはできない。</p> <p>実施する研修会等が、漢方薬・生薬認定薬剤師又は小児薬物療法認定薬剤師の更新のための単位としても利用できることを希望する場合は、申請に際してその旨を記載すること。この場合、研修会等の講義の内容に占める、両者いずれかに係る専門的な内容が50%以上でない場合は、申請できない。</p>
4 研修の単位基準	<p>(1)集合研修 90分を1単位とし、1日4単位を上限とする。ただし、学会等で複数日にわたって行われる研修については、2日間6単位、3日間9単位を上限とする。なお、研修会の講師には、参加単位のほかに1単位を付加する。ただし、学会発表については除く。また、本制度以外の特定の資格取得を目的とする受講者のみを対象とする研修については、単位は交付しない。</p> <p>(2)実習研修 実習研修の単位基準は、2時間につき1単位とする。ただし、本制度以外の特定の資格取得を目的とする受講者のみを対象とする実習研修については、単位は交付しない。</p> <p>(4)通信講座研修 通信講座研修の単位基準は、予め提出された資料（実施細則で定める。）に基づき、研修センターが決定する。ただし、上限を15単位とする。</p>	<p>各研修の単位付与基準及び単位付与日は次のとおりとする。</p> <p>(1)集合研修 QRコードを利用した本人確認票により講義の出席時刻及び退席時刻の登録がなされ、研修実施機関により、そのデータが報告されること。講義90分につき1単位（時分の端数は切り捨て）とし、1日につき4単位までとする。年間の単位数制限は設けない。単位は、研修実施機関による必要な手続きを経た後、研修受講日付けで付与する。</p> <p>(2)学術集会 QRコードを利用した本人確認票により参加の出席時刻及び退席時刻の登録がなされ、研修実施機関により、そのデータが報告されること。参加1日につき最大4単位とし、午前の場合2単位まで、午後の場合2単位までとする。また、1学術集会につき9単位までとする。年間の単位数制限は設けない。単位は、研修実施機関による必要な手続きを経た後、参加日（日単位）付けで付与する。</p>

(4)ウェブ利用研修（集合研修即時配信） 自動的になされた受講確認及び受講時間数の記録に基づき、研修実施機関により、受講者データが報告されること。講義90分につき1単位（時分の端数は切り捨て）とし、1日につき4単位までとする。年間の単位数制限は設けない。単位は、研修実施機関による必要な手続きを経た後、研修受講日付けで付与する。

(5)ウェブ利用研修（学術集会） 自動的になされた受講確認及び受講時間数の記録に基づき、研修実施機関により、受講者データが報告されること。参加1日につき最大4単位とし、午前の場合2単位まで、午後の場合2単位までとする。また、1学術集会につき9単位までとする。年間の単位数制限は設けない。単位は、研修実施機関による必要な手続きを経た後、参加日(日単位)付けで付与する。

（注：研修会の講師に付加する単位は、研修のうちの「学術集会等発表」として、当該者が自己研修等報告書を提出して審査を受け、合格と判断されることで行われる（審査料が必要）。）

7 研修会開催の手 続	<p>(1)実施機関は、当該研修会開催予定日の3週間前までに「研修会開催計画書」(実施細則で定める。)を研修センターに提出し、研修会開催申請料(実施細則で定める。以下「申請料」という。)を納入する。また、提出後に研修会内容に変更が生じた場合は、その内容を「研修会変更計画書」(実施細則で定める。)にて、速やかに研修センターに申し出るものとする。ただし、実施研修会の規模(受講予定者数)が変わった場合は、追加の申請料納入が必要となることがある。</p>	<p>研修会等を開催しようとする研修実施機関は、薬剤師研修・認定電子システムを利用し、システム上の指示に従って必要事項を入力して申請をしなければならない。(注：連続した複数日で開催する学術集会を申請するとき、「学術集会」の場合はまとめて1件として申請できますが、「ウェブ利用研修(学術集会)」の場合は1日ずつ複数件の申請となります。)</p> <p>研修会等の開催申請は、開催日の3週間前までに行わなければならない。</p> <p>本財団との共催を申請することはできない。</p> <p>他の研修実施機関と共同で開催申請することはできない。また、1つの研修会等を複数の研修実施機関が各々開催申請することはできない。</p> <p>(注1：研修会を他の非営利団体と共催することは差し支えないが、本財団へ開催申請する場合は、いずれか1つの団体が行い、その団体が本財団に対する責任等をすべて負うものとする。)(注2：薬剤師の自己研修の実施に賛同する営利団体は、研修後援団体となることができる。この場合、開催申請において、「後援」欄に記載すること。)</p> <p>研修会等の名称に、営利団体名、商品名、その他薬剤師の参加する研修会としてふさわしくない名称を使用することはできない。</p> <p>開催申請の際は審査料の納入を必要とする。(注：1件につき2,200円(税込み))</p>
----------------	---	---

	<p>開催許可された研修会等の内容を変更しようとする場合は、開催日の2週間前までに、変更の申請を行わなければならない。</p> <p>変更できる範囲は、代表理事が定める。</p> <p>変更申請の際は審査料の納入を必要とする。（注：1件につき2,200円（税込み））</p> <p>本財団は、開催許可した研修会等の内容に関し、重大な疑義が生じた場合は、開催許可を取消することができる。</p>
<p>(2)研修センターは、研修内容を確認のうえ速やかに実施機関に対し「研修会開催計画書の受理書」(実施細則で定める。)を送付すると共に、「受講シール」を提供する。</p>	<p>審査により開催を許可した場合は、電子メールにより通知する。</p> <p>開催を許可しない場合は、その理由とともに電子メールで通知する。</p>
<p>(3)実施機関は、受講者の求めに応じ「受講シール」を配付することとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(4)実施機関は当該研修会終了後、2週間以内に研修センターに対し「研修会終了報告書」(実施細則で定める。)及び受講者名簿(実施細則で定める。)を提出し、残余の「受講シール」を返還する。なお、「受講シール」が不足した場合は別に「研修会変更計画書」(実施細則で定める。)を添付して不足分を請求する。</p>	<p>研修実施機関は、研修会の終了後、次のとおり受講者データを本財団へ報告しなければならない。この報告はPECS上の指示に従って行うものとする。</p> <p>①集合研修及び学術集会の場合は、開催日から7日間以内に、QRコードを利用した本人確認票により参加の出席時刻及び退席時刻を登録した所定のデータを、PECSによりアップロードすること。</p>

	<p>「(細則) 10 研修会開催申請料と研修会開催計画書及び研修会変更計画書、11 研修会開催計画書の受理書、12 研修会終了報告書」は、削除(条文は省略)</p>	<p>②ウェブ利用研修(集合研修即時配信)及びウェブ利用研修(学術集会)の場合は、開催日から1か月間以内に、自動的になされた受講確認及び受講時間数(注:いわゆるログをいう。)の記録に基づいて研修実施機関が作成した受講者データを、PECSによりアップロードすること。</p>
		<p>審査料は、当該事項に関してのみ効力を有するものとし、いったん納入した後は理由の如何を問わず返却しない。また、審査の結果にかかわらず返還しない。申請が認められなかった場合において、これらを他の如何なるものにも流用することはできない。 領収証は発行しない。</p>

注1: 現行の研修認定薬剤師制度実施要領・細則は下記掲載のとおりです。

https://www.jpec.or.jp/nintei/kenshunintei/jissi_youryou.html

注2: 令和4年4月1日以降は、新たな実施要領(現在作成中)を適用することとなる。